

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成24年 6 月 5 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	7 番 町田 正一 8 番 今西 菊乃	
日程第 2	審議期間の決定	16日間 決定	
日程第 3	諸般の報告	議長 報告	
日程第 4	行政報告	市長 説明	
日程第 5	報告第 3 号	平成 2 3 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 0 号) の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第 6	報告第 4 号	平成 2 3 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第 7	報告第 5 号	平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第 8	報告第 6 号	平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第 9	報告第 7 号	平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第 8 号	平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第11	議案第59号	壱岐市暴力団排除条例の制定について	総務部長 説明
日程第12	議案第60号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第13	議案第61号	住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	市民部長 説明
日程第14	議案第62号	市道路線の認定について	建設部長 説明
日程第15	議案第63号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 2 号)	財政課長 説明
日程第16	議案第64号	平成 2 4 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	建設部長 説明
日程第17	陳情第 1 号	壱岐市の壱岐市排水設備設置助成金交付規則の制度の改善を求める陳情	

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員(18名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
4番 町田 光浩君	5番 小金丸益明君
6番 深見 義輝君	7番 町田 正一君
8番 今西 菊乃君	9番 市山 和幸君
10番 田原 輝男君	11番 豊坂 敏文君
13番 鷓瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員(2名)

3番 音嶋 正吾君	12番 中村出征雄君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	堀江 敬治君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	後藤 満雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	小川 聖治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	病院管理課長	左野 健治君

会計管理者 土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、御報告いたします。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることにしておりますので、よろしく願いをいたします。

中村出征雄議員、音嶋正吾議員から、欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。ただいまから平成24年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

議事に入る前に、中原副市長及び久保田教育長から発言の申し出がっております。中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

副市長（中原 康壽君） 改めまして、おはようございます。

先般の議会によりまして、副市長という重責を拝命いたしました中原と申します。今後とも、どうぞよろしく願いをいたします。そして、今日はこのような場を設けていただきましてまことにありがとうございます。この副市長という重責で身の引き締まる思いでございます。今後につきましては、壱岐市発展のために市長の政策等に、ともに一生懸命微力ではございますが努めてまいりたいと思いますので、議員皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。今後ともどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） おはようございます。教育委員として議員皆様方の御承認をいただきましてから3年、今回5月20日の臨時教育委員会で教育長の選任を受けました久保田良和でございます。

これまで、市内の学校行政で市民の多くの方から支援をいただき職務を遂行してまいりました。今回、図らずもこういう仕事にあたることになりましたので、その感謝の気持ちをお役に立てる仕事として誠心誠意、全力をもってこの任に当たりたいと思っております。どうぞ議員皆様方の御指導、御鞭撻のほど願いいたします。簡単ですけども、就任にあたりましてごあいさつとさ

させていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月会議の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、町田正一議員、8番、今西菊乃議員を指名いたします。

日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、去る5月28日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成24年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について協議のため、去る5月28日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から6月20日までの16日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告6件、条例制定2件、条例の一部改正1件、平成24年補正予算2件、その他1件の合計12件となっております。

また、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、表彰の伝達、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

6月6日から6月10日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、6月7日木曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

6月11日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

また、上程議案のうち、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認しましたので、よろしくお願いいたします。

6月12日、13日、14日の3日間で一般質問を行います。

質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については、答弁を含め

50分の制限とします。また、質問回数については、制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いします。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いします。

6月15日各常任委員会、6月18日は予算特別委員会の開催日としております。

6月20日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い全日程を終了したいと思っております。

なお、本定例会の審議期間中に人事案件が追加議案として提出される予定ではありますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、平成24年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月20日までの16日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、6月会議の審議期間は、本日から6月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告を申し上げます。

平成24年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は12件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

5月30日に東京都において開催されました「全国離島振興協議会総会」におきまして、白川市長が満場一致で会長に選任され、同日付で就任されました。まことにめでたく壱岐市議会といたしましても同慶の至りであります。白川市長におかれましては、壱岐市はもとより、県内離島を初め全国130余りの離島振興に御尽力いただき、ますます御活躍されますように御祈念を申し上げます。

次に、系統議長会であります。

5月23日東京都において開催された「全国市議会議長会第88回定期総会」に出席をいたしました。会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市から正副議長4年以上で牧永護議員が、

また、議員10年以上で大久保洪昭議員、久間進議員、中田恭一議員、鵜瀬和博議員が表彰されましたので、御報告を申し上げますとともに、この後、伝達をいたしたいと思えます。

また、全国市議会議長会評議員として牧永護前議長と私が感謝状をいただきましたので、あわせて御報告を申し上げます。

会議では、一般事務報告、各委員会報告並びに各地区より提出の27議案、会長提出4議案が可決承認され、関係省庁、国会議員に陳情、要請を行うことが決定されました。

総会翌日に、長崎県市議会議長会として要望活動を行い、県選出国会議員に対して、本市の2件を含む25項目にわたる要望を行ったところであります。

また、25日は宮中において天皇陛下拝謁の栄に浴しましたので、あわせて御報告をいたします。

次に、5月29日、東京都で開催の「全国民間空港所在都市議会協議会第81回定期総会」に出席をいたしました。国土交通省より関係予算の概要説明がなされ、その後、事務報告及び平成24年度事業計画、予算が承認・可決されたところであります。

また、本年度より大阪府豊中市と大分県国東市が新たに加盟し、長野県塩尻市が退会されたことで、現在の加盟都市が48都市となった旨の報告がなされました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

本6月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会委員長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

ただいまから、全国市議会議長会から表彰状の伝達式を行います。受賞者の名前を事務局長に読み上げていただきますので、順次、演壇の前にお進みください。

事務局長（榊崎 文雄君） それでは、5月23日に東京都において開催の全国市議会議長会第88回定期総会において、会議に先立ち、議員の永年勤続功労表彰が行われ、本市議会議員5名に賞状の伝達がありましたので御紹介を申し上げます。

牧永議員が、平成21年8月から平成23年8月まで市議会議長の職でありました2年間に、平成11年4月から平成15年4月まで郷ノ浦町議会議長の職であった年数の2分の1が通算され、正副議長4年以上の表彰を授与されます。

中田議員は、平成11年6月、勝本町議会議員に初当選され市議会発足までの4年9カ月間を町議会議員として勤続されました。その2分の1が市議会議員の勤続年数に通算され、市議会議員10年以上の表彰となります。

同じく、大久保議員は、平成11年6月勝本町議会議員に、久間議員は、平成11年4月郷ノ

浦町議会議員に、鵜瀬議員は、平成11年10月芦辺町議会議員となられ、それぞれ議員在籍10年以上で表彰を受けられましたことを御報告申し上げます。

それでは初めに、正副議長4年以上で18番、牧永護議員。

議長（市山 繁君） 表彰状、壱岐市、牧永護殿、あなたは市議会議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長関谷博。どうもおめでとうございます。（拍手）

事務局長（榭崎 文雄君） 次に、議員在職10年以上で19番、中田恭一議員。

議長（市山 繁君） 表彰状、壱岐市、中田恭一殿、あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがございますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長関谷博。おめでとうございます。（拍手）

事務局長（榭崎 文雄君） 次に、同じく議員在職10年以上で16番、大久保洪昭議員。

議長（市山 繁君） 表彰状、壱岐市、大久保洪昭殿、あなたは壱岐市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会において、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長関谷博。どうも本日はおめでとうございます。（拍手）

事務局長（榭崎 文雄君） 次に、同じく議員在職10年以上で15番、久間進議員。

議長（市山 繁君） 表彰状、壱岐市、久間進殿、あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長関谷博。どうもおめでとうございます。（拍手）

事務局長（榭崎 文雄君） 次に、同じく議員在職10年以上で13番、鵜瀬和博議員。

議長（市山 繁君） 表彰状、壱岐市、鵜瀬和博殿、あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがございますので、第88回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成24年5月23日、全国市議会議長会会長関谷博。どうもおめでとうございます。（拍手）

ここで、私から受賞者の皆様にお祝いの言葉を申し上げます。

ただいま表彰を受けられました皆様には、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。皆さんの輝かしい御功績に対し、深く敬意を表する次第でございます。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一翼である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。皆様におかれましては、このたびの榮譽を契機に、この上とも御自愛くださいませ、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉といたします。本日はおめでとうございます。

次に、正副議長4年以上で受賞されました牧永議員から謝辞を述べたいとの申し出がありますので、これを許します。牧永護議員。

議員（18番 牧永 護君） 一言お礼のごあいさつをしたいと思います。

今回、全国市議会議長会の表彰をいただきまして、身に余る光栄でございます。その上、市山議長様からお祝いの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の受賞につきましては、議員の皆様並びに市民の皆様の温かい御支援があったからこそ、私も議会議員としてここまで頑張れたと思っております。今回の受賞を機に心機一転、議員の皆様方と一緒に壱岐市発展のために頑張りたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。今日はありがとうございました。（拍手）

議長（市山 繁君） 次に、市議会議員10年以上で受賞されました4名の方を代表されまして、大久保洪昭議員から謝辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。大久保洪昭議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 僭越ではございますが、4人を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

私たち4名は、平成11年に旧町議会議員として初当選をさせていただきましたが、当時11名同期がおいでになりましたが、その間に4町合併、そして議会解散、そして議員定数削減等がありまして、現在ここに4名が生き長らえておるわけでございます。私たちも、あと1年余りで任期を迎えるわけでございますが、今後ともに壱岐市が魅力ある島となりますように頑張る所存でございます。

お三方を除きまして私個人的に申しますと、もういいでしょうという賞をいただいたと認識しております。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、伝達式を終わります。

日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さんおはようございます。本日ここに、平成24年壱岐市議会定例会

6月会議にあたり、前会議以降から本日までの市政の重要事項等、また今回、補正予算に計上いたしました主な内容等につきまして御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成24年春の叙勲の発表がございました。多年にわたり、地域の独居高齢者等を対象に配食サービスなど実施されている「あゆみの会」様がこうした社会奉仕活動の功績が認められ、緑綬褒章を受章されました。

また、高齢者叙勲の地方自治功勞として、長きにわたり旧石田町議会議員として活躍された松嶋惣一様が、旭日双光章を受章されました。

今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお慶び申し上げます。

また、河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった団体として、芦辺町のボランティア団体「リバーサイドガーデン」が、長年にわたる河川敷の美化と地域を花で彩る活動が認められ、日本河川協会の「河川功勞者」表彰を受賞されました。郷土壱岐をいつまでも美しくという願いを込めた地道な活動が認められたもので、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの受賞に対し、心からお慶び申し上げます。

現在、本市においては、数多くのボランティア団体が郷土壱岐のため、また、東日本大震災への災害ボランティアなど地域の枠を超えた活動が展開され、本市の活性化に大きく寄与していただいております。本市職員につきましても、現在、各種イベント、清掃活動を初め自主的かつ積極的に、こうしたボランティア活動への参加を促し、それを実践しておるところでございます。

今後も、こうしたボランティア活動、市民力事業を積極的に支援してまいりますので、今後とも御協力賜りますようお願いいたします。

さて、全国離島振興協議会会長就任について申し上げます。

先ほど議長からお話ございましたように、去る5月30日、東京都で開催されました全国離島振興協議会において高野宏一郎前会長の後任として、第14代全国離島振興協議会会長を拝命いたしました。

離島振興法の抜本改正・延長実現まであと一步というこの時期に、会長職を拝命し、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。今後、離島振興法改正、延長の今国会での成立と予算の確保等その実現に全精力を傾けてまいります。全国138離島市町村が一体となり、私はその先頭に立って、日本のまさに生命線である離島振興に全力で取り組んでまいりますので、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、交流人口の拡大の取り組みについて申し上げます。

壱岐市の観光振興につきましては、長引く経済低迷と東日本大震災の影響もあり、平成23年

の観光客延べ数は、54万7,468人、対前年比99.5%で依然として厳しい状況でありました。

このような中、開館から3年目を迎えた一支国博物館は、本年4月8日には、来館者数25万人を達成し、本年5月31日現在で、26万8,164人となっております。5月は、1万2,000人を超えるなど、昨年同期と比較いたしまして好調に推移いたしており、今後もあらゆる機会を利用し、一支国博物館のPRと、壱岐市活性化、観光振興の拠点として活用を図ってまいります。

また、昨年4月末に開所した壱岐市福岡事務所につきましては、窓口での観光宣伝を初め、訪問活動等による観光客誘致等の業務にあたり、平成23年度中の事務所への来所者数は7,067人、また本事務所が運営する情報発信ブログは、人気ブログランキング「長崎県地域情報部門」で第1位を継続するなど関心の高さを示しております。このような情報発信の一つの効果として、本年1月開催の「第26回壱岐の島新春マラソン大会」では、島外参加者が対前年比で増加し、また来る6月10日開催の「第24回壱岐サイクルフェスティバル」においても過去最高の参加者数につながったものと考えております。

今後さらに、人気ラジオ番組内における壱岐市の情報発信コーナーを設けるなど、壱岐市の観光、物産を初め、あらゆる面において、引き続き情報発信に努めてまいります。

また、5月18日から20日までの3日間、福岡市博多駅の博多口イベント広場において観光物産展を開催いたしました。これは、博多駅リニューアル後初めての試みであり、夏・秋に向けた誘客施策として実施したもので、当日は、多くの来訪者でにぎわい、今後の観光客誘致への効果を大いに期待するものであります。

今後とも、壱岐市観光振興計画に基づき、壱岐にしかない貴重な歴史資産と豊かな自然景観等を活かし、観光振興に努め、さらなる交流人口の拡大と壱岐市の活性化につなげてまいります。

「第24回壱岐サイクルフェスティバル」につきましては、来る6月10日に開催されますが、今回は、島内外から過去最多となる684人の選手皆様がエントリーされ、関係者などを含めると約1,200人が来島される予定となっております。当日は、事故等なく無事終了するよう市民皆様の御協力をお願いいたします。

また本年は、日本最古の歴史書「古事記」の編さんから1300年に当たり、さらに「壱岐神楽」が、国の重要無形民俗文化財指定から25周年目の節目を迎えることから、実行委員会において9月から10月にかけてイベントが開催される予定でございます。今回、所要の予算を計上いたしておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

今後も、関係機関、団体と連携を図り、また官民一体となって、交流人口拡大に資するイベント等を開催し、壱岐を元気に、そして島外への情報発信につなげ、壱岐の活性化に努めてまいり

ます。

次に、第一次産業の振興について申し上げます。

吉岐市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくり及び農業生産額の向上が重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すため、担い手対策・米政策・施設園芸・畜産振興等の施策を引き続き講じてまいります。

担い手対策につきましては、吉岐地域担い手育成総合支援協議会を中心に、認定農業者制度を初め、新規就農者・農業後継者や女性農業者などの担い手対策を推進してまいります。認定農業者制度については、本年3月末現在で293名の方を認定し、また県内の約半数を占める集落営農組織の特定農業団体が36組織、特定農業法人が2団体となっております。

また今回、国の補助事業により新規就農者の支援、農地集積の支援対策が始まりますので、地域農業マスタープランの作成を行うこととしております。

施設園芸につきましては、長崎県の「構造改善加速化支援事業」、「輝くながさき園芸産地振興計画推進事業」及び「ながさき花き100億達成整備事業」の補助事業を活用し、施設整備等に係る各種支援を講じながら規模拡大と産地化形成を推進してまいります。

畜産振興につきましては、「吉岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、本年度も肉用牛の振興を図ってまいります。

繁殖経営では、優良系統牛の保留に対する支援を継続してきたことで優良血統の子牛生産が高い評価をいただいております。また、肥育経営では、吉岐生まれの吉岐育ちにこだわり、ハイレベルの肥育技術で生産された「吉岐牛」ブランドが人気を博しております。しかし、長引く景気低迷により枝肉消費が伸び悩みの傾向にあり、繁殖・肥育経営とも厳しい状況が続いており、今後とも地域内一貫生産体系を推進するとともに、育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

また、市単独事業の緊急増頭対策事業によりまして、6,260頭まで減少した繁殖牛が、本年4月末では6,343頭に回復するなど微増ではございますけれども、効果があらわれており、今後も7,000頭の回復に向けた増頭対策を推進してまいります。

このほか、長崎県家畜導入事業による繁殖素牛対策及び長崎県肉用牛経営力アップ事業による牛舎・堆肥舎の整備事業に支援を講じてまいります。

これらについて、今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

本年10月に、第10回全国和牛能力共進会長崎県大会が開催されます。その長崎県代表選考会が7月7日に平戸市で開催されますが、その県代表選考会に向けた、吉岐地区選考会が去る

5月22日に開催され、吉崎市代表として18頭が選考されました。選考された出品者の方々には大変な御苦労をおかけいたしますが、吉岐牛の名声を高めるための重要な大会でございます。市といたしましても、関係機関と連携を図り推進してまいりますので、今後とも御尽力賜りますようお願い申し上げます。

農村整備につきましては、ふるさと振興基盤整備事業として、排水路の整備事業、また耕作放棄地対策として、担い手への農地利用を促進し、放棄地の解消と発生防止を図るための、耕作放棄地解消緊急整備事業など、今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、水産業の振興について申し上げます。

平成23年度の市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が対前年比4.6%減の約45億6,300万円、漁獲量が対前年比13.8%減の約6,831トンとなっており、漁家及び漁協経営に大きな影響を与えております。

このような状況を踏まえ、水産業の振興にさまざまな事業を展開してまいります。

意欲ある担い手の育成支援事業として、全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を平成23年9月からスタートしておりますが、現在93名の漁業者を認定しております。また、漁業後継者制度につきましても、現在6名が研修を行っております。この制度の実施に伴い、より効率的・計画的な漁業経営の創出と、計画的な漁業後継者の育成が図られるものであり、今後とも積極的に活用いただきますことを期待しております。

ほかにも継続事業として、漁船近代化施設整備への助成、密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成等実施するとともに、漁獲物の鮮度保持のための製氷施設整備事業を初め、漁業集落が行う漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かし、離島漁業再生支援交付金事業に取り組んでまいります。また、漁場整備事業として箱崎地区、勝本地区に、藻場の回復のための藻場礁設置工事を計画いたしております。

これらについて、今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

また、栽培漁業については、「吉岐栽培センター」を活用し、アワビ60万個、アカウニ25万個、カサゴ13万尾の種苗の生産を計画しております。これらの種苗を放流することにより沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

これら各種事業を展開し、雇用の創出と所得の向上を図るため、生産、加工、流通を一本化する、いわゆる6次産業化の推進に取り組んでまいります。

漁港整備につきましては、新規事業として恵美須、諸津地区の陸揚用浮体式係船岸の設置、さらに昭和38年ごろから水産物の安定供給を図るため建設いたしました15漁港施設が老朽化と

ともに、更新を必要とする施設が見受けられます。これら施設の現況把握、機能診断、老朽化予測、保全対策工法の選定など検討を行い、年次的に改修するため、維持管理計画書の策定を予定をいたしております。

次に、市民事業について申し上げます。

まず、児童手当についてでございますが、本年4月1日から、国の施策に伴い、平成22年度から実施されていた「子ども手当」が「児童手当」に変わりました。

支給額は、ゼロ歳から3歳までの子供1人当たりの月額が1万5,000円、3歳から小学生までの子供1人当たりの月額が1万円、3歳から小学生までの第3子以降の子供1人当たりの月額が1万5,000円、中学生については、1人当たり月額1万円となっております。また、本年6月分から所得制限の導入により限度額を超える場合は、中学生以下の児童1人当たりの月額が5,000円となっております。

本市における対象者数は、約3,600人で総支給予定額は約5億1,664万円となっております。今回所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、市民皆様には、本制度について御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、市税等の収入状況について申し上げます。

平成23年度の市税の収入状況は、現年度分調定額22億3,529万円に対し、収入額は21億9,182万円で、収納率は98.06%、対前年度対比プラス0.16ポイントであります。

滞納繰越分の調定額は、3億1,209万円に対し、収入額2,674万円で、収納率は8.57%、前年度対比マイナス1.87ポイントであります。

国民健康保険税は、現年度調定額8億5,084万円に対し、収入額8億646万円で、収納率は94.78%、前年度対比プラス0.38ポイントであります。

滞納繰越分調定額3億4,181万円に対し、収入額3,245万円で、収納率は9.49%、前年度対比マイナス0.37ポイントであります。

以上が平成23年度市税の決算収入額であります。

県内の景気の動向は、雇用不安等の厳しい状況は続いているものの、昨年の東日本大震災に伴い、自粛されていた観光の上向きにより、景気は緩やかに改善されていると言われておりますが、本市においては、観光客の減少と基幹産業である第1次産業の低迷、雇用場所の確保等、依然として厳しい状況にございます。このような状況の中、市民皆様、自治公民館長皆様の納税への御理解と多大な御協力を賜り、現年度分市税、国民健康保険税とも前年度収納率を上回る結果となりました。

今後、滞納繰越分については、県税務職員との連携を図りながら、搜索差し押さえ、地元での

「動産公売会」や「インターネット公売」を継続実施し、滞納処分の強化に努め、貴重な自主財源である市税の確保と効率的な滞納整理を行い、公平・公正な税務行政の実現に一層の努力をいたす所存であります。今後とも市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、環境保全について申し上げます。

まず、循環型社会の推進でございますが、本年4月から供用開始をいたしました壱岐市クリーンセンター及び壱岐市汚泥再生処理センターにつきましては、市民皆様の御理解、御協力により順調に稼働しているところであります。

また、壱岐市汚泥再生処理センターの完成に伴い、勝本町自給肥料供給センターについては、壱岐市全体を対象として、畜尿、焼酎粕及び生ごみを原料とする施設とするための整備を進めておりまして、平成24年4月から畜尿及び焼酎粕による液体肥料の供給を開始しております。さらに本年度、生ごみを原料に加える前処理施設を整備するため、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

この整備によりまして、生ごみのリサイクルを、平成25年度からモデル地区等を手始めに、壱岐市全体に広め、循環型社会の推進に努めてまいります。

次に、建設について申し上げます。

まず、道路・河川等の整備でございますけれども、市道整備につきましては、当初予算で計上しております継続の補助事業・起債事業の発注に向けて諸準備を進めております。

単独事業につきましては、継続の7路線の整備と起債事業として石田庁舎前の道路の冠水対策に伴う排水整備に、所要の予算を計上しております。

河川整備については、単独事業として、郷ノ浦町東触の県道の末端排水路となります桜川の改修工事を、また急傾斜地崩壊対策事業については、新規地区として八幡浦地区の対策工事に所要の予算を計上しておりますので、あわせて御審議賜りますようお願いいたします。

平成23年度の繰越事業につきましては、それぞれ早期完成に向けて鋭意努力しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、教育について申し上げます。

学校施設の耐震化についてでございますけれども、学校施設の耐震診断につきましては、新耐震基準施行以前の学校施設に対し、実施してまいりました。この診断結果をもとに、基本的にはI s 値の低い建物から順次耐震化に着手し、平成24年度から平成27年度までに完了するよう補強工事に取り組んでまいります。

本年度は、沼津小学校、勝本小学校、瀬戸小学校及び那賀小学校の各校舎並びに郷ノ浦中学校、石田中学校の両校校舎を実施し、児童・生徒の安全を最優先に教育環境の整備に努めてまいります。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

本年3月31日、レインボー壱岐号の廃止によりまして、虹の原特別支援学校の児童・生徒及び付添者の往来等に不便を来すことから、これまで、長崎県と運行再開に向けた協議、また他の方策等検討を重ねてまいりました。

結果といたしまして、レインボー壱岐号の復活は、厳しい状況でございますが、対象外であった航空路利用につきまして要望しておりましたところ、県を通じ5月31日に文部科学省から本航空路利用についても正式に交通費実費額の対象とする旨の連絡がありました。同日から利用できるという報告を受けたところであります。文部科学省・長崎県には、今回の御配慮に心から感謝申し上げますとともに、今後も、離島振興の生命線である離島航路を初めとした交通体系の整備に全力で取り組んでまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

病院改革でございますけれども、長崎県病院企業団加入に向けて、構成団体である5市1町の同意を得るため、5月2日に対馬市長、同市議会議長、5月21日に五島市長、同市議会議長へ市山議長とともに訪問し、さらに5月23日に島原市、南島原市、5月25日に雲仙市を訪問いたしました。各市長また各議長に壱岐市の医療の実情と市民病院の現状を説明し、病院企業団加入について、御理解と御協力をお願いしたところであります。

なお、新上五島町につきましては、日程の都合により、6月下旬に訪問することで調整しておりまして、6月中にはすべての構成市・町へ、病院企業団加入についての本市の考えを説明し、御理解を得たいと考えております。

今回、訪問いたしました関係5市からは、壱岐市が病院企業団へ加入することについて、特に異論はなく、一定の御理解をいただいたところでございます。

しかしながら、病院企業団への加入は、赤字経営が続く病院の状況では認められず、市民病院の収支見通し、いわゆるシミュレーションを明らかにすることが求められております。現在、県医療政策課、病院企業団の御指導を受けながら、収支計画策定に取り組んでおります。その後のスケジュールとして、収支計画が認められた後に、関係構成団体の議会議決、総務省の許可、企業団議会での新規加入の承認の手続となります。

壱岐市の医療を守るため、強い決意を持って取り組んでまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

壱岐市民病院についてでございますけれども、壱岐市民病院の診療体制は、現在、内科医が3名、整形外科2名、外科・眼科・小児科・産婦人科が、それぞれ1名の合計9名の常勤医師数であります。その不足分を非常勤医師で補っております。救急医療を中心とした継続的、安定的医療の提供を図るためには、医師確保が喫緊の最重要課題であり、今後とも医師の確保に邁進し

てまいります。

また、精神科につきましては、常勤医師の確保は実現しておりませんが、九州大学精神科医局の支援により、外来診療は、火・金曜日については1名の医師体制、月・水・木曜日については、2名の医師による診療体制となっております。今後も、引き続き精神科の常勤医師の確保に努めてまいります。

かたばる病院につきましては、かたばる病院の診療体制は、猿渡副院長が4月より赴任され、新しく皮膚科を標榜し、院長とあわせて常勤医師2名体制で運営しております。

また、非常勤医師として外来診療援助の医師2名と、週末当直の非常勤医師2名を長崎医療センター並びに民間の医師幹旋会社の協力により実施しております。

次に、消防・防災・救急について申し上げます。

まず、原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定についてでございます。

九州電力(株)との原子力安全協定については、これまで、長崎県、県内関係4市等で協議を重ねてまいりました。壱岐市といたしましては、長崎県そして他の3市と共同歩調をとり、協定内容を容認する立場で進めていきたいと考えております。

今後、締結に向け諸準備を進めていきたいと考えておりますが、この協定の締結は、あくまで万が一に備え、壱岐市民皆様の安全安心を守るための1つの措置としてとらえておりまして、現在停止中の玄海原子力発電所の再稼働と今回の安全協定の締結については、別次元の問題でございます。

私がこれまで申し上げてまいりました「原発、原則廃止」の立場であることは言うまでもございません。今後も長崎県、そして関係自治体と十分連携を図り、かつ壱岐市としての意見を強く訴えてまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

消防・救急につきましては、現在、壱岐市消防団では、5月13日の勝本地区を皮切りに、各地区において、消防ポンプ操法大会を開催しております。来る7月1日には、各地区で選抜された精鋭のチームが集い、壱岐市消防ポンプ操法大会を開催いたします。各チームとも優勝を目指して日夜厳しい訓練に励んでいただいております。選手を初め消防団員、そして御家族皆様、職場、地域の皆様の御理解、御協力に対し、深甚なる感謝を申し上げます。

また、これから梅雨時期に入っておりますが、大雨による被害の発生に十分注意するとともに、災害対策には万全を期してまいります。さらに、これからの季節、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、予防対策について、周知徹底を図ってまいります。市民皆様におかれましては、自己管理等十分御注意いただきますようお願いいたします。

壱岐市消防本部庁舎については、昭和47年に建設、現在約40年が経過し、老朽化が著しい状況でございます。また、現在のアナログ式消防救急無線につきましては、平成28年5月

3 1 日までにデジタル式に移行する必要がございまして、こうした状況から、本施設の建設及び消防救急無線のデジタル化に伴う実施設計業務ほかを今回、補正予算に計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

まず、補正予算でございますけれども、平成24年度の予算につきましては、前2月第2回会議におきまして予算案を提出し、可決いただいたところでありますが、市長選挙前の骨格予算であったため、本会議におきまして政策的予算を含めた補正予算案を提出しております。

概要といたしましては、一般会計補正総額9億1,540万1,000円、簡易水道事業特別会計の補正総額210万円となりまして、本会議に提出いたしました補正額の合計は、9億1,750万1,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、203億2,624万5,000円でございます。特別会計につきましては、100億3,482万2,000円となっております。

その他の議案についてでございますけれども、本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定及び一部改正に係る案件3件、平成24年度予算案件2件、平成23年度予算の専決処分に係る報告案件3件、また繰越明許費繰越計算書の報告案件3件、市道路線の認定に係る案件1件でございます。

案件の詳細につきましては、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承願います。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上もちまして、前会議以降の市政の重要事項について、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題また緊急に対応しなければならない問題等に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、行政報告を終わります。

日程第5．報告第3号～日程第16．議案第64号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、報告第3号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告についてから、日程第16、議案第64号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで12件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日上程の報告及び議案につきましては、担当課長及び部長に説明させ

ますので、よろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） おはようございます。報告第3号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について御説明いたします。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により、報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願ひます。

専決第4号、「専決処分書」、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定による平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の専決処分でございます。

専決処分の内容は、地方譲与税等の各種譲与税及び特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定に伴う地方債の変更、それに伴う事業費の減額、またこれらに伴う剰余金の基金積立が主な内容ですが、平成24年3月30日付をもって専決処分したものでございます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億6,077万2,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

2、3ページをお開き願ひます。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明いたします。

4から6ページをお開き願ひます。

「第2表地方債補正」、1、変更ですが、地方債の変更は各起債対象事業費確定により、起債の限度額をそれぞれ表の記載のとおり補正額の限度額を減額いたしております。

なお、記載の方法、利率及び償還の方法は変更はございません。

それでは、補正予算について、歳入歳出予算事項別明細書により主な補正内容を御説明申し上げ

げます。

10から11ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで、交付額の確定で補正をいたしております。2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は149万5,000円の増額、2項自動車重量譲与税は46万3,000円の増額、4款配当割交付金は197万7,000円の増額、6款地方消費税交付金は705万8,000円の増額をしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金は84万円の増額をしております。

8款自動車取得税交付金は1,019万6,000円を減額いたしております。

10款地方交付税、特別交付税を3億6,192万1,000円追加いたしております。

なお、平成23年度の特別交付税の総額は8億2,778万5,000円で、前年度と比較いたしまして747万円の増額でありました。

11款交通安全対策特別交付金は49万5,000円を増額しております。

14款国庫支出金は、廃棄物処理施設整備事業の循環型社会形成推進交付金で52万9,000円の減額、初瀬製氷施設整備事業の産地水産業強化支援事業補助金で45万9,000円の減額、桜木団地等整備事業の地域住宅交付金で146万9,000円の減額、三島小学校原島分校屋内運動場改築事業の安全・安心な学校づくり交付金で413万3,000円の増額、学校給食センター整備事業の安全・安心な学校づくり交付金で219万円の増額となり、起債対象事業費の確定により、それぞれ追加及び減額補正をいたしております。

次に、14、15ページをお開き願います。

15款県支出金も、国庫支出金の産地水産業強化支援事業同様に8万3,000円の減額補正をいたしております。

16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入517万8,000円の増額は、アワビ種苗売払収入の増額によるもので、これはアワビ種苗の売払数量が当初の売払計画数量を大幅に上回ったことによるものでございます。

21款市債は、起債対象事業費の最終確定に伴い、それぞれ調整を行い総額1億460万円を減額補正をしております。

1目辺地対策事業債で消防施設事業分と道路改良事業、三島小学校原島分校屋内運動場改築事業等の事業費確定により総額1,040万円の減額をしております。

2目過疎対策事業債で、病院事業医療機器整備分で160万円の減額、簡易水道施設整備事業で600万円の減額、公共下水道事業で120万円の減額、消防施設費分で120万円の減額等

起債対象事業費確定により、総額980万円減額補正をいたしております。

3目農林水産業債で、ふるさと農道緊急整備事業の事業費確定により10万円の減額補正をしております。

4目土木債、1節自然災害防止事業債、急傾斜地崩壊対策事業で70万円の減額、2節公営住宅建設事業債、桜木団地等整備事業で920万円の減額をしております。

6目合併特例事業債で、主な内容は、ごみ処理施設及び汚泥再生処理センター整備事業で2,410万円の減額、地域情報通信整備事業で3,850万円の減額、学校給食センター整備事業で930万円の減額、新郷ノ浦港線県営事業負担金で220万円の減額となり、それぞれ起債対象事業費が減額となったことにより、総額7,410万円の減額補正をいたしております。

8目災害復旧事業債、公共土木施設等災害復旧事業で事業費の確定により30万円の減額を行っております。

次に、16、17ページをお開き願います。

歳出ですが、歳出は起債対象事業費の確定による不用額の減額を主に行っております。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金は、特別交付税の増額並びに財源不用額により後年度の財源として財政調整基金に1億8,000万円の追加及び減債基金に1億1,757万6,000円を追加補正しております。

7目情報管理費、15節情報通信基盤整備工事の実績による不用額12万7,000円の減額をしております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節簡易水道事業特別会計繰出金814万7,000円の減額は、簡易水道施設整備事業費の減額及び過疎債充当分の減額をいたしております。

4目病院費、28節病院事業会計繰出金の160万円の減額は、市民病院医療機器整備の実績による過疎債充当分の減額をいたしております。

2項清掃費、5目廃棄物処理施設整備事業費、循環型社会形成推進交付金事業によるごみ処理施設建設及び汚泥再生処理センター等整備事業実績による設計管理業務委託221万円の減額及び工事請負費61万1,000円の減額をいたしております。

5款農林水産業費、1項農業費、5目の農地費は、ふるさと農道緊急整備事業費の実績による不用額13万円を減額いたしております。

3項水産業費、2目水産業振興費19節は、郷ノ浦町漁協初瀬製氷施設整備事業の実績による不用額68万9,000円を減額しております。

また、25節栽培漁業振興基金積立金517万8,000円の補正は、アワビ種苗売払収入が当初計画より大幅に増額となったことにより、積立金を増額補正いたしております。

4目漁港漁場整備費は、八幡浦増殖場施設整備事業費の過疎債充当額の50万円増による財源調整を行っております。

5目漁業集落環境整備費、28節繰出金、下水道事業特別会計繰出金10万円の減額は、漁業集落排水整備事業の実績による辺地債充当額の減額によるものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費、15節工事請負費、167万6,000円の減額、17節土地購入費の23万3,000円の減額及び22節関連する補償費29万2,000円の減額は、辺地対策事業の市道住吉下川3号線及び市道角野田線道路改良工事の実績に伴うものでございます。

3項河川費、2目急傾斜地崩壊対策費は、宇土(2)地区急傾斜地崩壊対策工事等の自然災害防止事業債70万円の減額による財源調整を行っております。

5項都市計画費、4目街路事業費、19節230万円の減額は、新郷ノ浦港線県営街路事業の実績による負担金の減額でございます。

6項下水道費、1目公共下水道費、28節下水道事業特別会計繰出金の140万円の減額は、公共下水道事業費の減額及び過疎債充当分の減額を行っております。

7項住宅費、2目住宅建設費、15節工事請負費、赤滝団地建具改修工事及び桜木団地新築工事の事業費実績による不用額398万5,000円を減額しております。

また、22節補償費193万7,000円の減額は、桜木団地への移転補償費を実績により減額しております。

次に、20、21ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費は、防火水槽建設及び勝本地区第6分団格納庫建設、小型動力ポンプ購入費の事業費実績による不用額を減額しております。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、三島小学校原島分校屋内運動場改築事業にかかる国庫支出金930万円増額に伴い、辺地対策事業債の610万円の減額となり財源調整を行っております。

7項学校給食費、2目学校給食施設整備費、学校給食センター建築工事費の事業費実績により239万9,000円の減額を行っております。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費で災害復旧事業費の実績により41万円を減額しております。

次の22ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載しております。地方債の平成23年度末現在高見込額は、302億2,561万7,000円となります。

なお、資料2の平成23年度3月30日専決補正予算概要で、詳細な概要並びに基金の状況に

ついて記載いたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきました。

以上で、平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分。

午前11時05分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） おはようございます。報告4号について御説明いたします。平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について。

平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により、報告するものです。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億554万6,000円とします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

平成24年3月30日付で専決をさせていただいております。

2から3ページについては、歳入歳出予算補正を記載しております。

4ページには、地方債補正を記載しております。

続きまして、8から9ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、4款繰入金の一般会計繰入金で814万7,000円の減額と、7款の市債で過疎債から簡易水道事業債への財源調整によりまして600万円の増額を補正しております。したがって、歳入では214万7,000円の減額補正となります。

10から11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。1目の簡易水道施設整備事業費で214万7,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、湯本浦地区と石田地区のそれぞれの事業実績によるものでございます。

以上で、報告第4号についての御説明を終わらせていただきます。

次に、報告第5号について御説明いたします。

平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について。平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項並びに吉岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び吉岐市議会基本条例第11条第2項の規定により、報告するものです。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,059万円とします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

平成24年3月30日付で専決をさせていただいております。

2から3ページには、歳入歳出予算補正を記載しております。

4ページには、地方債補正を記載しております。

続きまして、8から9ページをお開きください。

2、歳入でございますが、5款繰入金の一般会計繰入金で150万円の減額と8款の市債で140万円の減額を補正しております。理由については、歳出のほうで御説明いたします。

次に、10から11ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款の下水道事業費で事務費等に執行残が生じたので280万円の減額、2款の漁業集落排水整備事業でも同様に執行残が生じたので、10万円の減額補正をいたしております。

以上で、報告第5号について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 報告第 6 号平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成 2 3 年度壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。繰越計算書の内容は、さきに議決をいただいております繰越明許費総額 4 億 1, 2 5 8 万 6, 0 0 0 円のうち実際に翌年度に繰り越した額は、総額 2 億 7, 6 8 8 万 2, 1 8 0 円で、全事業のその事業名、繰越額につきましては記載のとおりでございます。また、その財源内訳についても、記載のとおりでございます。

なお、主な繰越事業は、八幡浦地区特定漁港整備事業、道路橋梁新設改良事業、三島小学校原島分校屋内運動場改築事業、農地及び農業用施設災害復旧事業等に要する経費でございます。

以上で、平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 報告第 7 号について御説明いたします。

平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について。平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

公共下水道のマンホールポンプ場建設工事と亀川雨水渠改修工事などの分でありまして、繰越明許費は、予算計上額 4, 8 4 0 万のうち実際に繰り越した額は 4, 6 3 8 万円になりました。

次に、報告第 8 号について御説明いたします。

平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について。平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

上下水道整備事業の鹿ノ辻配水池で 3 件の工事を行っております。1 番上の欄は、本体工事でありましてこの主な繰越理由は配水池の用地と取り付け道路が狭隘なために、工事車両の出入りに限りがありまして敷地造成、ブロック積み擁壁に工事などに不測の日数が必要となりました。

以下、これに関連します。配管工事と電気計装設備工事がそれぞれ追隨する形で繰り越しを余

儀なくされたということになりました。繰越明許費は、合計の予算計上額 8,796 万円のうち、実際に繰り越した額は、合計で 4,903 万 4,300 円でございます。

以上で、報告第 8 号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第 59 号吉崎市暴力団排除条例の制定について御説明を申し上げます。

吉崎市暴力団排除条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、社会から暴力団を排除する機運の高まりにかんがみ、暴力団の排除に向け、市、市民、事業者等が一体となった取り組みを推進するため、条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の構成といたしましては、第 1 条で、条例制定の目的をうたっております。

第 2 条で、この条例における用語の意義を定めております。

第 3 条で、暴力団の排除に関する基本理念をうたっております。

第 4 条は、市の責務をうたっておりまして、市は前条に定める基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、推進するものとする。推進に当たっては、国、県その他の地方公共団体及び関係団体等との連携に努める。市民等の安全確保のために、警察署との連携を図り、関係行政機関及び関係団体等に、速やかな情報提供を行うことなどを規定しております。

第 5 条に、市民等の役割、第 6 条に暴力団との関係の遮断、第 7 条で、推進体制の整備、第 8 条で市民等に対する支援について、第 9 条では、暴力団の排除に資すると認められるものの提起であって、暴力団事務所の使用の差し止め請求、暴力団員による不法行為の被害に係る損害賠償の請求、その他の暴力団に対する請求に係る訴訟等に対する市の支援を規定しております。

第 10 条で、暴力団排除の広報及び啓発活動について、第 11 条で、市に対する不当な要求行為に対する対応方針等の策定、その他の措置を講ずることについて、第 12 条では、公共工事等の実施において暴力団員、または暴力団員との密接な関係を有する者との契約からの除外等について規定をしております。

第 13 条は、事業者に対し公共工事等に絡む暴力団からの不当要求を受けた場合の、市への報告及び警察署への通報について規定しております。

第 14 条は、市の施設を暴力団等に使用させないこと、第 15 条は、生徒、学生、20 歳未満の少年に対する暴力団排除の教育について、第 16 条は、暴力団の利用の禁止等について、第

17条は、暴力団に対する利益の供与の禁止について規定をしております。

第18条は、この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意すると、第19条では、条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に規則や要綱で定めることができる旨を規定しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第60号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち「壱岐地域移行型ホーム入所判定委員会」の業務の追加に伴う名称変更・業務の追加及び第5期介護保険事業計画の目的達成に必要な「壱岐市介護施設等事業者選定委員会」の新設を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表につきましては、後もってご覧をいただきたいと思っております。

次のページをお開きください。

壱岐市附属機関設置条例の一部を、次のように改正しようとするものでございます。

「別表ア」でございますが、市長の附属機関の部中、「壱岐地域移行型ホーム入所判定委員会」の項を、「壱岐地域移行型ホーム地域移行推進協議会」、(1)としまして、「壱岐地域移行型ホームの利用者の入退所の決定に関すること」、(2)といたしまして、「壱岐地域移行型ホームの利用者の地域移行推進に関すること」に改め、「壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」の項に、次に、「壱岐市介護施設等事業者選定委員会」、「公的介護施設等の施設整備を行う事業者の選定及びその他事業者の選定について必要な事項に関すること」を追加しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月1日から施行しようとするものでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） よろしくお願ひいたします。議案第61号住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明をいたします。

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、「住民基本

台帳法の一部を改正する法律」及び外国人登録法を廃止するため「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴いまして、関係条例の整理を行うために、この条例を定めるものでございます。

改正条例につきましては、壱岐市印鑑条例、2に壱岐市手数料条例、3に壱岐市行政組織条例の3つの条例でございます。

次のページをお開きください。

内容につきましては、記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、資料1のページ2から8に新旧対照表を記載しておりますけれども、別途、市民部関係参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

それでは、参考資料のページ1をお開き願いたいと思います。

第1条、壱岐市印鑑条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条については、登録の資格でございます。その第2条第1項中「次に掲げる者は、一人1個に限り」を「住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者は」に改めまして同項各号、1号2号を削ります。

第5条につきましては、印鑑登録の制限でございます。第5条、登録を受けることができる印鑑は、一人につき1個といたします。

第5条第2項、登録は申請がされた印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑に係る登録の申請を受理することができないといたします。第1号につきましては、現在の氏名、氏、名に外国人住民のみ「通称」が追加されております。第2号については、氏名の後に「又は通称」が追加されております。第3号、第4号、第5号、及び第7号につきましては、改正はありません。第6号について、「印影が不鮮明なもの」が「印影を鮮明に表しにくいもの」に改正されております。

第3項については、追加になっております内容でございますが、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑については登録できるようになっております。

続きまして、参考資料の2ページをお開き願いたいと思います。

第12条につきましては、印鑑登録の抹消でございます。第12条、「市長は、第9条、又は前条の規定による届出があったときは、審査した上、当該届出に係る印鑑の登録を抹消するもの」といたします。

第12条第2項、市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消いたします。抹消したときは、登録者にその旨を通知いたしま

す。

第1号、登録者が死亡又は転出等により住民基本台帳から消去されたとき、死亡または転出ですが、第2号、氏名、氏又は名、(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表示を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があったとき。第3号、外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき。第4号、民法の規定による後見開始の審判を受けたとき。第5号、前各号に掲げるもののほか、印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときといたします。

続きまして、参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

第2条、壱岐市手数料条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から49の項までを1項ずつ繰り上げます。附則第1項ただし書中「43の項及び44の項」を「41の項及び42の項」に改めます。

今回、改正により削除するのは11項の項の1項のみですが、ただし書中「43項及び44項」から「41の項及び42の項」と2項繰り上がるのは、平成17年3月に1項、第12項を削除したときに、附則の部分の修正漏れがあったため、今回あわせて2項を繰り上げさせて訂正をいたしております。御了承願いたいと思います。

第3条、壱岐市行政組織条例の一部を次のように改正するものでございます。第2条第3号ア中、「住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔市民部長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 原田建設部長。

〔建設部長(原田憲一郎君) 登壇〕

建設部長(原田憲一郎君) 議案第62号市道路線の認定について御説明いたします。

市道路線を別紙のとおり認定するもので、本日の提出でございます。

提案理由は、市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

路線番号は2015で、路線名が梅坂6号線、起点及び終点は郷ノ浦町片原触字梅坂地先で壱岐高校グラウンドの上のほうになります。

次のページには、位置を添付しておりまして、延長が41.1メートル、幅員が4メートルでございます。民間から寄附の申し出がありまして、舗装等を施しており、市としても受け入れ基

準を満たしているために、今回提案するものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第63号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,540万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億2,624万5,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

なお、当初予算が市長選挙前の骨格予算であったため、今回肉づけ予算を編成しており、歳入歳出予算の補正の内容については、後ほど、事項別明細書で御説明いたします。

4、5ページをお開き願います。

「第2表地方債補正」、1、変更、辺地対策事業債の補正前限度額2億2,220万円を補正後限度額2億7,810万円に、過疎対策事業債の補正前限度額5億3,650万円を補正後限度額5億9,000万円に、土木債の補正前限度額4,590万円を補正後限度額5,100万円に、合併特例事業債の補正前限度額4億4,830万円を補正後限度額5億9,590万円にそれぞれ増額補正しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

10、11ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税、普通交付税2億5,068万6,000円を追加いたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金、市営土地改良事業地元分担金は、八幡地区耕作放棄地解消対策事業費の5%、75万円を追加いたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、平成24年4月分より子ども手当から児童手当へと制度改正及び平成24年6月分より所得制限が導入されることによる予算の組み替えで、1,732万7,000円の減額補正をしております。

2項国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金、1節水産業費補助金、産地水産業強化支援事業費補助金は、郷ノ浦町漁協製氷施設整備事業に係るもので、1億1,088万円を追加補正しております。

2節農業費補助金、青年就農給付金事業は、独立自営就農を行う45歳未満の青年就農者を支援するため、年間150万円の最大5年間就農直後の所得を確保する給付金について、14人分の2,100万円を追加補正いたしております。

4目土木費国庫補助金、道路事業費補助金は、昨年に引き続き、天ヶ原地区の排水整備に係るもので、地方改善施設整備事業費補助金176万7,000円を追加補正いたしております。

6目教育費国庫補助金、国宝重要文化財等保存整備費補助金は、勝本城跡保存修理及び原の辻遺跡復元建物維持補修に5割補助の369万円の追加補正をしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金は、県の安心こども基金事業で児童虐待防止対策緊急強化事業に10割補助及び認可外保育施設運営支援事業に4分の3補助の計1,062万1,000円の追加補正をしております。

3目衛生費県補助金、地域支え合い体制づくり事業費補助金は、災害時要援護者支援システムの構築に対して10割補助の400万円を追加しております。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、強い農業づくり交付金は、水稻育苗ハウスの規模拡大に対する2分の1補助の545万円の追加補正をしております。

また、ふるさと振興基盤整備事業で県圃壱岐地区内の椋橋地区排水路整備に係る2分の1の補助290万円を追加しております。

また、耕作放棄地解消緊急整備事業は、八幡地区に係るもので、8割補助の1,200万円を追加補正しております。

また、構造改善加速化支援事業は、強い経営体の育成並びに意欲のある農業者を支援する事業として、農協のリースハウスや生産組合等の農業機械導入に対する補助として、3,665万6,000円を追加補正しております。

3節水産業費補助金、地域水産物供給基盤整備事業は市営漁港の機能保全に係る調査・維持管理計画策定補助金3,550万円を追加、また、水産環境整備事業で箱崎地区及び勝本地区の藻場造成に6分の5の補助金5,000万円を追加補正、また、産地水産業強化支援事業で郷ノ浦

町漁協製氷施設整備事業及び箱崎地区の給油用浮棧橋設置事業に6,403万5,000円を追加補正しております。

5目商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金765万円の補正は、雇用及び就業機会を創出する事業で事業費の10割を県補助金として追加補正しております。

次に、14、15ページをお開き願います。

18款繰入金、2項基金繰入金、地域福祉基金繰入金は、平成22年度に住民生活に光をそそぐ交付金により積立てをしていた基金について、今回児童虐待防止及びDV対策講演会に要する財源として、177万7,000円を充当いたしております。教育振興基金繰入金は、渡良小学校及び初山小学校の体育用具及び遊具購入に要する財源として、140万円を充当いたしております。

20款諸収入、4項雑入、コミュニティ助成金890万円は、公民館改修及び自主防災組織等の備品購入費に対して、自治総合センター助成金を追加補正しております。

また、過年度返還金の14万6,000円は、農地・水管理支払交付金、向上活動支援事業において、平成23年度の実績による返還金が生じたため補正いたしております。

21款市債、1項市債、1目辺地対策事業債は、市道小場1号線改良及び白水線排水路整備、消防格納庫建設事業に5,590万円を増額補正しております。

2目過疎対策事業債は、郷ノ浦町漁協製氷施設整備及び箱崎地区給油用浮棧橋整備事業に5,350万円を増額補正しております。

4目土木債、自然災害防止事業債は、八幡地区急傾斜地崩壊対策事業に510万円を増額補正しております。

5目合併特例事業債は、勝本自給肥料供給センター、生ごみ前処理施設整備及び消防本部庁舎消防救急無線デジタル化消防指令台整備事業に対し、1億4,760万円を追加補正しております。

次に、16、17ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。主要事業で主な内容について御説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13節委託料と19節負担金補助及び交付金については、昨年度まで自治公民館行政事務委託契約をしておりましたが、自治公民館長様の業務遂行中の事故等に対応できないことから、算出方法や交付の方法はそのまま今年度から行政協力事務交付金に変更するため、予算の組み替えを行っております。

5目財産管理費は、芦辺浦住民集会所及び市役所庁舎の内部及び階段等の修繕を増額補正しております。

また現在、芦辺浦住民集会所を使用している壱岐市商工会芦辺支所に管理委託をしております

が、本年度から商工会事務所再編に伴い週3日の執務となっており、これまでのような施設管理が難しくなったため、新たに指定管理者を選任するよう調整を行っており、施設管理業務委託料の予算の組み替えを行っております。

6目企画費、19節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業650万円は、勝本町東触公民館大規模改修、深江鶴亀公民館お祭り用備品、長峰本村公民館自主防災用備品購入に対する助成金を追加補正いたしております。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費413万円1,000円の補正は、石田総合福祉センター敷地内のボランティア棟が老朽化し、倒壊の危険があるため、今回解体費用を補正計上しております。

3目老人福祉費は、大谷ゲートボール場のベンチ整備に要する経費47万円を補正しております。

次に、18、19ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、子育て支援・児童虐待防止対策等に係る人材育成事業に県の10割補助で406万5,000円を追加補正し、また放課後児童クラブ環境整備として4クラブのエアコン整備や備品購入に県の3分の2補助を受け、359万8,000円を追加補正しております。

2目児童措置費は、平成24年4月分より子ども手当から児童手当へと制度改正による予算の組み替えを行っております。

4目保育所費、委託料323万3,000円の補正は、芦辺保育所及び石田保育所の耐震診断調査に係る経費を補正しております。

また、19節負担金補助及び交付金、認可外保育施設運営支援事業補助金は、待機児童解消「先取り」プロジェクトの実施による、認可外保育施設に対する運営費に係る補助金874万8,000円を追加補正しております。

次に、20、21ページをお開き願います。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費1億3,400万円の補正は、勝本自給肥料供給センターにおいて、循環型社会の構築並びに焼却ごみの減量を目的に、新たに生ごみを取り入れ液肥の増産を図るため、日量4トンの生ごみの前処理施設建設に要する経費を追加補正しております。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費13節委託料345万円の補正は、地域資源活用緊急雇用創出事業として、野菜類の試作・調査、鮮度維持流通方法、資材の研究、販売調査・開拓に係る経費を補正しております。

次に、22、23ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金、土地利用型農業定着促進事業で麦、大豆、飼料用の農業機械を導入する2生産組合に対して142万1,000円の補正をしております。

また、担い手育成・確保対策事業で農家が融資を主体に農業用機械を導入する場合に、融資残の自己負担分について取得価格の3割補助と、融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対する助成とあわせて、219万7,000円を補正しております。

また、構造改善加速化支援事業で強い経営体の育成並びに意欲のある農業者を支援するため、農協のリースハウスや生産組合等の農業機械導入に対して465万5,000円を追加しております。

また、国の補助事業により、新たに新規就農者の支援、農地集積の支援対策として、人・農地プランを作成することとしており青年農業給付金について、独立・自営就農を行う45歳未満の新規青年就農者を支援するため、就農直後の所得を確保する給付金を年間150万円、最大5年間給付するもので14人分2,100万円を追加補正しております。

4目畜産産業費地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業は、畜産施設の利用中止及び低利用施設の再利用に係る、増改築機能復旧並びに肉用牛増頭対策に係る牛舎の増改築に対する補助金660万円を増額補正しております。

また、吉岐牛のブランドアップを図るため、販売促進活動及び枝肉共励経費に対する補助金100万円を補正しております。

また、畜産環境適正化対策事業は、現在市内畜産農家の家畜ふん回収料金については、地域間格差があり不平等であるので畜産環境の適正化を図るとともに、今後料金の調整を図る必要があるため、今回、回収料金差額分について65万円を追加補正しております。

5目農地費耕作放棄地解消緊急整備事業で、八幡地区について測量設計及び工事請負費で1,500万円を補正しております。

また、ふるさと振興基盤整備事業は、県圃吉岐地区内の椋橋地区排水路整備に係るもので測量設計業務工事請負費、合わせて680万円を追加補正しております。

次に、24、25ページをお開き願います。

3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の新生水産県ながさき総合支援事業は、郷ノ浦町漁協冷凍施設整備事業に1,125万円を追加補正しております。

また、産地水産業強化支援事業は、郷ノ浦町漁協製氷施設整備事業に1億6,632万円を追加補正しております。

4目漁港漁場整備費、水産物供給基盤機能保全事業は老朽化している市営漁港の機能保全調査を行い、維持管理計画策定に要する経費5,024万4,000円の補正をしております。

また、水産環境整備事業は、箱崎地区及び勝本地区において藻場の造成に係る経費6,006万

3,000円を追加補正しております。

また、産地水産業強化支援事業で箱崎地区の諸津漁港及び恵美須漁港の給油用浮棧橋設置工事に6,521万5,000円を追加補正しております。

6款商工費1項商工費4目観光費、古事記編さん1300年記念事業補助金は、今年が古事記の編さんから1300年の節目に当たり、また国重要無形民俗文化財の指定を受けた「壱岐神楽」が25周年を迎えることから、このような神社資源を活かして官民一体となった観光地づくり、交流人口の拡大のためのイベント開催に対し、127万6,000円を追加補正いたしております。

なお、事業費の2分の1については、実行委員会が県の21世紀まちづくり推進総合補助金を受けることとなっており、補助残の2分の1について補正計上いたしております。

次に、26、27ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、工事請負費は、市道維持補修工事費として2,000万円を増額補正しております。

3目道路橋梁新設改良費8,975万円の補正は、地方改善施設整備事業の天ヶ原地区排水整備工事と起債事業の市道小場1号線改良、白水線排水路整備、単独事業の崎辺線ほか12路線に要する経費を追加補正しております。

3項河川費、1目河川総務費は、準用河川町谷川整備事業に国の追加内示があり、750万円の増額補正をしております。

また、単独事業で普通河川桜川流末排水整備及び馬立海岸埋立地排水整備に1,500万円を追加補正しております。

2目急傾斜地崩壊対策費は、八幡地区急傾斜地崩壊対策事業に1,000万円を追加補正しております。

4項港湾費は、郷ノ浦港ターミナルビル3階待合室空調の改修工事費として483万円を補正いたしております。

次に、28、29ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、委託料4,088万9,000円の補正は、現消防本部庁舎は昭和47年建築で耐震性もなく老朽化しており、災害拠点としての機能が低いため、平成25年度に現庁舎の背後地に新庁舎建設に向けて測量設計調査を行い、あわせて消防救急無線が、電波法の改正により、平成28年5月末までに現在のアナログ方式からデジタル方式へと変更しなければならないため、昨年電波の伝搬調査を実施しており、本年度実施設計を行います。

また同時に、消防指令台についても既に10年が経過し、非常電源や制御ソフト等に支障を来しているため、今回庁舎建設にあわせて更新するよう実施設計に要する経費を追加補正しており

ます。

3目消防施設費、委託料、工事請負費、合わせて1,685万円の補正は、現在郷ノ浦地区第2分団2部の消防格納庫の車庫が狭隘で待機場所もなく、防災活動にも支障を来たしているため、今回所要の経費を追加補正しております。

5目災害対策費、災害時要援護者支援システム構築業務委託料400万円の補正は、豪雨による洪水被害や土砂災害被害において、避難時に援護を必要とする災害時要援護者一人一人について、災害時要援護者支援プランを策定し、防災・福祉等関係部局が連携し、災害発生時の情報共有、伝達、避難誘導等の避難支援システムの構築に要する経費を補正しております。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、工事請負費は、初山小学校校舎屋上の防水等改修工事1,650万円を補正しております。

5項社会教育費4目公民館費、修繕料の574万の補正は、筒城地区公民館空調の修繕及び壱岐文化ホール大ホール屋根の防水シート並びに楽屋等空調機・消防設備の修繕に要する経費を補正しております。

5目図書館費、施設整備事業負担金35万8,000円の補正は、郷ノ浦図書館及び商工会館の屋根の雨漏り修繕について、壱岐市商工会が事業主体で施工されるため市の負担分について補正しております。

6目文化財保護費13節委託料、原の辻遺跡文化遺産活用促進事業420万円の補正は、地域資源活用緊急雇用創出事業で、原の辻遺跡の管理運営に係る体験水田及び栽培植物園での収穫物の活用や商品開発、ガイダンス施設内の地域振興室活用及びボランティア育成に要する経費を補正しております。

また、史跡等保存整備事業で、勝本城跡石垣修復に伴う測量設計に404万円1,000円と原の辻遺跡復元建物の屋根修復工事に308万1,000円を補正しております。

次に、30、31ページをお開き願います。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、工事請負費440万円の補正は、小規模災害復旧工事2件に係る経費を補正しております。

次の32ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載しております。地方債の平成24年度末現在高見込額は、294億3,548万7,000円となります。

なお、資料3の平成24年度6月補正予算案概要で、詳細な概要並びに基金の状況見込みについて記載いたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

議長（市山 繁君） ここでお諮りいたします。間もなく、12時になりますが、あと、64号の説明でございますので続行したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） はい。そのようにいたします。原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第64号について御説明いたします。

平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算（第1号）は、次のとおり定めるところにより
ます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,806万5,000円とします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。本日の提出でございます。

2から3ページには、歳入歳出予算補正を記載しております。

5から7ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

続きまして、8から9ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、6款諸収入に、工事補償金として210万円を雑収入として増額補
正しております。

次に、10から11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。1款総務費に水道管布設がえ補償工事として210万円を施設管理費
で増額補正いたしております。これは、市道改良工事に伴うものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議ください。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第17・陳情第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第17陳情第1号吉崎市の吉崎市排水設備設置助成金交付規
則の制度の改善を求める陳情についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました陳情第1号については、お手元に写しを配付いたしておりますので、
説明にかえさせていただきます。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月11日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時02分散会